

低所得者の方・子育て世帯へプレミアム付商品券を販売

消費税率が10%へ引き上げられることから、低所得者の方や子育て世帯の方の家計に与える影響を緩和し、地域の消費を支えるため、対象者の方にプレミアム付商品券を販売します。

▶プレミアム付商品券を購入できる方

《低所得者の方》※申請が必要です(申請後、対象者に「購入引換券」を発行します)

- 平成31年1月1日に住民票が弟子屈町にあり、平成31年度町民税・道民税が非課税の方
- ※町民税・道民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護受給者、購入引換券の交付前に死亡した方は対象外です。

《3歳未満のお子さんがある子育て世帯の方》※申請は不要です(9月中旬から順次「購入引換券」を送ります)

- 平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主の方

▶プレミアム付商品券

どちらも対象者1人につき、1冊4,000円で5,000円分利用できる商品券を5冊まで購入できます。

※「購入引換券」は再交付できませんのでご注意ください。

※他の市町村から交付された「購入引換券」をお持ちで、現在本町にお住まいの方は、町発行の「購入引換券」と交換できますので、現在の住所地がわかる資料と本人確認書類をお持ちになり、町役場福祉課で交換してください。

▶購入方法・販売場所

- 町が発行する「購入引換券」、本人確認書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。
- 町内の郵便局(弟子屈・川湯・美留和・屈斜路)、役場福祉課、川湯支所の窓口で購入できます。
- 平日の午前9時から午後5時まで購入できます。

※商品券に数量の制限はありません。「購入引換券」を交付された方全員が購入できます。複数回に分けて購入できますので、購入期間内に、ご都合に合わせて購入してください。

▶商品券購入期間/令和2年3月31日(火)まで

▶商品券使用期間/令和2年3月31日(火)まで(使用できる店舗などは、商品券購入時にお知らせします)

※使用期間を過ぎた商品券は使えません。また、残った商品券を換金することもできませんのでご注意ください。

プレミアム付商品券の対象となる方や世帯の方で、配偶者からの暴力を理由に避難しているなど、特別な理由がある方、また、不明な点がある方は問い合わせください。

「特殊詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意を

- ◎国や道、町の職員などが「プレミアム付商品券」を販売するために、銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◎電話などで手数料などの振り込みを求めたり世帯構成などの個人情報を照会することも絶対にありません。

問い合わせ先 商品券について/役場福祉課地域福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
取扱店について/役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

「てしかが知って得する便利帳」製作協定を締結

町と(株)サイネックス(村田吉優代表取締役社長)との間で「てしかが町知って得する便利帳の共同発行に関する協定」が8月23日に締結しました。

この協定は、平成29年9月締結された協定を基に再び締結したもので「てしかが町知って得する便利帳」を官民共同事業により発行するものです。便利帳には民間の広告を掲載し、その広告料で制作します。町が行政情報や防災情報などを提供して、(株)サイネックスが内容を企画し制作します。前回製作した便利帳は、町民の皆さんや転入された皆さんにも分かりやすいと好評で、今回は、頻発する防災に関する情報をさらに充実させ、行政情報も最新の情報を掲載します。さらに知って得する便利帳になるよう制作していきますので、皆さんのご協力をお願いします。この便利帳は、令和2年3月末に広報てしかが4月号といっしょに町内全戸に配布します。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課広報統計係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

川湯保育園・こども園ましゅうの入園を受け付けます!!

弟子屈町立川湯保育園、認定こども園ましゅうでは、令和2年度の入園申込を11月1日(金)から受け付けます。

▶各園の定員/●川湯保育園 45人

- 認定こども園ましゅう 10月上旬に折り込み予定の新聞チラシでご確認ください。

▶申請書類配布・受付場所/役場健康こども課こども支援係、川湯保育園、認定こども園ましゅう

▶受付締め切り/11月29日(金)

※受付期間終了後に入園を希望される場合や、令和2年度に出産予定で、出産後に入園の予定がある方は、事前に役場健康こども課こども支援係までご相談ください。

※認定こども園ましゅうの募集の詳細については、新聞チラシまたは、町ホームページでご確認ください。

※町ホームページは本紙表紙のQRコードからご確認ください。

▶令和2年度入園手続き

時期(予定)	新規入園	在園児
11月	入園申込み受付開始 1号/認定こども園へ 2号・3号/役場健康こども課へ	現況届、証明書類など提出 2号・3号/川湯保育園、認定こども園へ提出 (役場健康こども課へ提出することもできます)
令和2年2～3月	入園決定、利用契約	

※1号認定/教育認定 2号・3号認定/保育認定

▶認定について/認定こども園や保育所の利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。

※1号認定希望の方は認定こども園で入園可能か確認した後での認定となります。

問い合わせ先

役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

川湯保育園 ☎ 4 8 3 - 2 5 3 7

認定こども園ましゅう ☎ 4 8 2 - 2 4 4 4

ご利用ください 空き家バンク・人財バンク

町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」を紹介しています。

9月16日現在、「空き家バンク」で募集している空き家物件は10件(売買10件)。今月は「登録番号51物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録8人、団体登録8団体。今月は、団体登録番号5「摩周ジャガーズ」を紹介いたします。それぞれの詳しい内容は、町公式ウェブサイトに掲載されています。ご覧いただき、ぜひ、ご活用ください。

▶空き家バンクホームページ

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/20akiya/bukken.html>

▶人財バンクホームページ

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/35jinzai/index.html>

空き家バンク



人財バンク



空き家バンク
登録番号51

▶場所/鈴蘭5丁目3番地171

▶建物/木造2階建て

4LDK

▶建築年/1981年

▶価格/200万円



人財バンク
団体登録番号5

▶氏名/摩周ジャガーズ野球少年団

▶分野/学術・文化・芸術

▶スポーツ、子どもの健全育成

▶PR/野球を通じた青少年の健全育成を目指し、楽しく活動しています。白球を追いかける子どもたちの成長と一緒に感じてみませんか。見学者、体験入団者募集中です。



問い合わせ先/ 空き家バンク/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)
人財バンク/教育委員会社会教育課社会教育係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 8 (課直通)